

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

少子高齢化が進展する中で、社会保障の財源を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくため、いわゆる「社会保障と税の一体改革」関連8法案が昨年8月に成立した。

今年の10月に安倍首相は、来年の4月から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をし、法律では平成27年10月には10%へ更に引き上げられる予定となっているところであるが、政府は、低所得者層に与える負担の影響を考慮し、消費税率が8%である期間において簡素な給付措置を実施するとしている。

しかしながら、この措置は、あくまで一時的なものであることから、食料品などの生活必需品に対して軽減税率制度の導入を図るといった抜本的かつ恒久的な対応が求められている。

軽減税率制度の導入は、所得が低い人ほど所得に占める税負担が大きくなるといった逆進性の問題に対しても有効であるだけでなく、消費税に対する国民の理解を得るためにも必要なものであり、制度の導入に賛成する意見が約7割を占めるとする世論調査もある。

よって、国におかれては、軽減税率制度の導入へ向けて、軽減税率を適用する対象や中小企業等に対する事務負担の配慮、地方の社会保障財源に影響を与えることのないように地方財源を確保する方策などを含めた制度設計の基本方針について検討を進め、その実現へ向けての環境整備を行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣